

2018年度立命館大学+R Challenge 奨学金 法学部 募集要項

はじめに

立命館大学では、R2020 までの中期的な学園ビジョンにおいて、1人ひとりの学生が正課・正課外での様々な学習を通して、「専門的素養」と「Border を超える力＝人間的成長」を獲得することを目指し、学生モデルとして「学びの立命館モデル」をかかげています。大学の奨学金制度は、その実現を支え、励ますしくみとして位置づけられます。

+R Challenge 奨学金は、各学部において正課の成績が良好であり、学部の専門学習、全学共通教育（教職教育・教養教育・外国語教育など）、留学や国際的な学習を通して、問題意識を持ち、それを発展させて学習テーマを追求しようとする学生の学習プロセスを支援することにより、周囲の学生の学びと成長の模範となることを奨励することを目的としています。

法学部では、本要項に基づき募集・選考を行います。

1. 法学部が+R Challenge 奨学金において求める学生像

- (1) 法学・政治学の諸分野への関心を深め、自ら設定した目標に向かって系統的に学び、主体的に自らの進路を切り開く意欲を有する学生
- (2) 法学・政治学に関する確かな基礎学力と専門分野に関する豊かな知識を有する学生
- (3) 「平和と民主主義」の教学理念に照らして法化社会における規範の在り方を主体的に考え、自らの考え方を的確に表明しないしは行動に移すことのできる学生

2. 採用人数

- 1 回生：3 名
- 2 回生～4 回生：総計 12 名の募集枠の範囲で運用する。

3. 給付金額

- 1 学生あたり 15 万円

4. 募集

1 回生は秋に、2 回生～4 回生は春に、募集を行います。

出願受付期間は、以下のとおりです。

- 1 回生：11 月 1 日（木）～11 月 16 日（金）
- 2 回生～4 回生：5 月 17 日（木）～6 月 1 日（金）

5. 出願

奨学金の受給を希望する者は、期日までに所定の出願書類を法学部長宛（実際の提出先は下記8参照）に提出してください。

6. 出願資格

+R Challenge 奨学金に出願できる者は、次の資格を満たす者とします。

- (1) 出願時に在学しており、前年度（1回生は前学期）に在学または留学していた者。
- (2) 成績基準
 - ①前年度春学期もしくは前年度秋学期に修得した卒業に必要な単位のGPAが上位1/2以上であること。
 - ※1回生は、10月31日（水）に基準となるGPAをmanaba+Rで公表します。
 - ※2回生～4回生は、5月16日（水）に基準となるGPAをmanaba+Rで公表します。
 - ②前年度（1回生は前学期）までの学部基礎科目の単位をすべて修得していること
（参考）各回生の出願時までの学部基礎科目の必要修得単位数
 - 1回生：6単位
 - 2回生：14単位
 - 3回生：26単位
 - 4回生：26単位
 - *留学等の事情で学部基礎科目を修得できなかった学期がある場合には、志望理由書に詳細な事情とともにその旨明記すること。
- (3) 立命館大学学則第57条による停学の懲戒を受けた者は、懲戒の期間が含まれる年度の出願をすることができません。
- (4) 本奨学金は、卒業時まで2回まで受給することができます。

7. 出願書類

7-1. 記載内容

- (1) 奨学金を得ようとする目的
- (2) これまでの学習・学生生活で学べたこと
- (3) 活動計画
- (4) 期待される効果
- (5) 成果の学部教学への還元等

7-2. 出願書類の記載方法について

- (1) 奨学金を得ようとする目的

本奨学金は、学部の専門学習、全学共通教育（教職教育・教養教育・外国語教育など）、を通して得た問題意識や関心を基礎に、それを発展させて学習テーマを追求しようとする

活動・学習プロセスを支援するものです。このため、「奨学金を得ようとする目的」は、たとえば、法学部が想定する学生像の「主体的に自らの進路を切り開く意欲」も評価の対象となりますので、①進路との関係で、自主的で自律的な学習計画を立て、資格試験・公務員試験などへのチャレンジをつづけること（上記学生像1・2に相当）や、②「他者と共に学び、相互の信頼と共感のなかで、一人ひとりが自己を確立していく」ため、自主ゼミや自主企画演習を企画組織し、学習に邁進しているという実績や学習計画をたてること（上記学生像1・2に相当）、③学内外の法律学・政治学に関する懸賞論文募集などにチャレンジし、これからもさらに学習・研究に努めようとする（上記学生像2・3に相当）などもその内容となります。もちろん、正課の学びから問題意識を持ち、④さらに留学等の国際的な学習を目指し、「国際社会における多文化共生と社会的な視野をもって判断し行動していく」こと（上記学生像2・3に相当）や、⑤社会や地域との連帯を目指し、「社会とのかかわりの中で活動し、社会貢献を通じて成長していく」ことも内容となります（上記学生像2・3に相当）。

記載すべきは、「奨学金を得ようとする目的」ですから、上記の活動が奨学金を得ることによってどのように達成されるのか、または、到達目標水準がどのように向上するのかということとなります。

たとえば、進路との関係で、自主的で自律的な学習計画を立て、資格試験・公務員試験などへのチャレンジをつづけることを活動・目的として記載した場合、奨学金を得ることで、バイトの時間を減らし、学習時間を確保できるとか、必要な文献を購入する資金に当てることができるなど、学習計画を立てる上で、その学習計画を達成する上で奨学金を得ることがどのように資するのかを記載する必要があります。なお、予備校などWスクールの学費に充当するというような学習計画の場合、エクステンションセンターなどでの利用では足りないのか、進路開拓上それがどのように必要なのかという点を踏まえた考察が求められます。

（2）これまでの学習・学生生活で学ばれたこと

（1）の奨学金を得ようとする目的の前提・基礎となる、学習・学生生活で学ばれたことを記載して下さい。

（3）活動計画

奨学金を必要とする活動に関する（1）の目的がどのように達成されるか、奨学金の受給を受ける2018年度にどのような活動をするのかを具体的に記載して下さい。

（4）期待される効果

奨学金を得たことの効果ではなく、（1）（3）で述べた活動がどのような効果が、受給を希望する学生本人に与えるのか、記載して下さい。

(5) 成果の学部教学への還元等

奨学金は、大学の資金から拠出されるもので、そもそもは、皆さんの学費から拠出されているわけです。この観点からは、奨学金を得て受給候補者のさらなる学習の展開や成長が法学部の教学（教育活動や学生の主体的な学び）への還元（例えばESへの応募など）や立命館学園での活動（平和ミュージアムのボランティア活動など）に還元されることが必要です。一人ひとりの活動として完結するのではなく、他者を巻き込む活動へとつながることを意識して応募して下さい。

8. 応募方法

(1) 提出物

- ・所定の申請書
- ・所定の専門科目申請用紙（2～4回生のみ）

(2) 提出期日

- 1回生：11月16日（金）17：00
- 2～4回生：6月1日（金）17：00

(3) 提出先

法学部事務室

9. 選考基準および方法

以下の選考基準にもとづいて得点化し、得点の高い者から順に採用します。本奨学金の選考にあたり、法学部では、特に正課における専門科目の学びを重視します。

(1) 成績

- 1回生：前学期に取得した専門科目8単位のGPAを評価する。
- 2回生：前年度に取得した専門科目20単位分を申請し、そのGPAで評価する。
- 3回生：前年度に取得した専門科目30単位分を申請し、そのGPAで評価する。
- 4回生：前年度に取得した専門科目（専門化プログラム対象科目10単位を含む。他学部受講を除く。）32単位分を申請し、そのGPAで評価する。

(2) 活動実績

(3) 達成目標の明確性

(4) 活動計画の具体性および実現可能性

10. 結果の通知

法学部長は、奨学生に対して、以下のとおり受給の決定および受給の手続きをmanaba+Rにて通知します。

- 1回生：11月30日（金）
- 2～4回生：6月22日（金）

11. 奨学生の公表

学部・学科・氏名をホームページ（学内のみ）で公表します。

12. 奨学生に求める役割・義務等

奨学生は、以下のことを行うことを義務づけます。

- (1) 学習成果報告書の提出
- (2) 大学から求められた場合、活動報告会等における発表（ポスター発表等）

13. 給付方法

手続きを完了した者に対して、給付金額全額を一括して給付します。給付は、本人名義の銀行口座への振込みにより行います。

14. 給付の取消

学籍を失ったとき、停学の懲戒を受けたとき、正当な事由なく奨学生としての義務を果たさなかったときなどには、給付を取り消し、返還を求めることがあります。

詳細は、規程を確認してください。

15. 他の奨学金との併給について

+R Challenge 奨学金は、西園寺記念奨学金（成績優秀者枠）、アスリート・クリエーター育成奨学金、スポーツ能力に優れた者の特別選抜入学試験特別奨学金、文化・芸術活動に優れた者の特別選抜入学試験特別奨学金、立命館大学+R 校友会未来人財育成奨学金（成長支援）と、同一年度に併給することはできません。

以上